

重要事項説明書

社会福祉法人 明康会
グループホーム ふくろう

利用者 様

共同生活援助事業（グループホーム）重要事項説明書
社会福祉法人 明康会

あなたに対する「グループホーム ふくろう」における福祉サービス提供に当たり、社会福祉法第76条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人 明康会
法人所在地	茨城県筑西市海老ヶ島1999
電話番号	0296-52-5711
代表氏名	酒井 俊忠
設立年月日	平成元年10月18日

2 ご利用になるグループホームの概要

事業所の種類	共同生活援助事業
名称 (事業所番号)	グループホーム ふくろう (0822000766)
所在地	茨城県つくば市北条字中町裏4456番2
電話番号	029-897-3626
管理者	酒井 真由美
サービス管理責任者	酒井 真由美
主たる対象者	知的障害者及び精神障害者
定員	6人
開設年月日	平成27年3月1日
事業の目的と 運営方針 (1)	<p>共同生活援助事業（グループホーム）は、障害のある人たちが、地域で暮らしができることを目的とし、その人らしい自立した生活を送り、幸せな人生を全うできるよう方向づけていく拠点として運営します。</p> <p>グループホームの従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。</p>

事業の目的と 運営方針 (2)	グループホームにおける支援の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の施設及び事業所、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な支援に努めます。
-----------------------	--

3 事業所内ホームの建物構造と施設設備の概要

(1) グループホーム ふくろう

※当事業所のグループホームは、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を配置しています。

所在地	茨城県つくば市北条字中町裏 4456 番 2 電話 029-897-3626				
建物の構造	木造 1 階平屋建	延べ面積	129.59 m ²	平成 26 年築	
施設設備の種類	室数	面積	施設設備の種類	室数	面積
居室 (内 1 室宿直室)	7	7.45 m ² (52.15 m ²)	便 所	1	2.49 m ²
リビングルーム兼食堂	1	20.70 m ²	便 所	1	3.11 m ²
洗面・脱衣場	1	5.80 m ²	廊 下	1	14.91 m ²
浴 室	1	4.14 m ²	その他		18 m ²
事務室	1	8.29 m ²	合 計		129.59 m ²

4 職員の体制

(1) 職員の配置

職 種	員数	区 分				常勤 換算後 の職員	保有資格
		常 勤		非 常 勤			
		専 従	兼 任	専 従	兼 任		
1 管理者(施設長)	1		1			0.12	介護福祉士
2 サービス管理責任者	1		1			0.63	
3 世話人	3		3			2.05	訪問介護員 2 級他
4 生活支援員	2		2			0.20	
計	3					3.00	

※当事業所のグループホームでは、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定共同生活援助を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 勤務時間

職 種	勤 務 時 間
管理者	正規の勤務時間帯 (月曜日～金曜日 8:30～17:30)
常勤職員	4 週を平均して週 40 時間勤務
非常勤職員	シフト勤務

(3) 営業日

365日営業 年中無休

5 提供するサービスの概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」写しは利用者に交付いたします。共通するサービスの内容は下記の通りです。

項目	提供するサービスの内容と利用者にお願ひすること
居室	<p>①各居室には、照明とエアコンと収納(クローゼット)があります。ベッド、テレビ、タンス、カーテン(防災)、布団、カーペット(ラグ含む)などは、あなたの好むものを入れてください。</p> <p>②居室にあるものがこわれたら、職員に言ってください。</p> <p>③お金など大事なものは、職員に預けてください。</p> <p>④あなたの居室は、ホームにある掃除機等できれいにしてください。掃除機の使い方は職員に聞いて下さい。</p> <p>⑤居室のごみはため込まず、食堂のごみ箱へ捨ててください。</p>
食事	<p>①食事は、栄養のバランスやあなたの健康状態に気をつけて作ります。</p> <p>②朝ご飯は、朝7時ごろ食べられるようにします。</p> <p>③夜ご飯は、夜6時半～7時ごろ食べられるようにします。</p> <p>④あなたの食べたいもの、あなたがきらいなものを職員に言ってください。ほかの人の食べたいもの、きらいなものを聞いて、できるだけみんなの食べたいものが食べられるよう、みんなで考えましょう。</p> <p>⑤料理を作ったり、料理を並べたり、あとかたづけを職員と一緒にしていただけると、うれしく思います。</p>
入浴	<p>①風呂は、毎日夕4時から10時頃まで入ることができます。帰宅した後、できるだけ帰宅された順に入浴して行ってください。</p> <p>②石鹸やシャンプーは、あなたの好きなものを購入し使ってください。</p> <p>③身体や頭を洗うのを助けてほしいときは、職員に言ってください。</p> <p>④浴槽の水は翌日職員が流すので、栓を開けないようにお願いします。</p> <p>⑤つけたものはかならず元の場所に戻してください。次の人がすぐに使えるようにしておきましょう。</p>

項目	提供するサービスの内容と利用者にお願ひすること
衣服や洗濯	<p>①あなたが着るものので、困っていたら職員に言ってください。</p> <p>②あなたの着ているものは、よごれたら洗濯してください。</p> <p>③洗濯機の使いかたがわからなかったら、職員に言ってください。</p> <p>④自分で洗濯できない人は、職員が手伝います。</p> <p>⑤あなたの着ているものが、やぶれたり、古くなったりして着ることができなくなったら、ダンスや収納にいれておかないで、職員に言ってください。新しいものと交換しましょう。</p> <p>⑥シーツやパジャマ、寝巻きは、最低月に1回は洗濯してください。</p> <p>⑦干すのは決められた場所に干してください。カーテンレールやクローゼット内に干すことはカビや故障の原因になるのでやめてください。</p>
ふとん	<p>① ふとんは、天気のよい日にときどき干すようにしましょう。</p> <p>② あつくなったり、寒くなったりしたら、ふとんをとりかえましょう。</p>
自由時間の過ごし方	<p>①夜ご飯のあとや仕事が休みの日は、洗濯や入浴等やることを行ってから周囲の人に迷惑にならない範囲で好きなことをしてください。</p> <p>②地域のお祭りや催しものなどがあれば、あなたにお知らせします。</p> <p>③消灯時間は平日は夜10時、休日前は夜11時までです。他利用者の部屋で遊ぶ時は、消灯時間の15分前には自室に戻るようになしてください。消灯時間後にウロウロしないようにしましょう。</p>
外出	<p>①ひとりで出かけられない人は、職員に言ってください。いっしょに行く人や方法をいっしょにさがします。</p> <p>②あなたが外へ出かけたとき、困ったことが起きたら、すぐにホームへ電話してください。</p> <p>③出かけるときは前日に届けをだし、職員に必ず声をかけてください。</p>
趣味・嗜好品	<p>①雑誌や本は、あなたが好きなものを自分のお金で買ってください。</p> <p>②酒やビールは、いっしょに生活している人が困らないように、たくさん飲まない（吸わない）ようにしましょう。（※）</p> <p>③GHは室内・室外ともに禁煙となります。（※）</p> <p>（※）②と③は法で決められた年齢を過ぎてからです。</p>
金銭管理（1）	<p>①あなたが、自分でお金をしまっておくことが心配だったら、職員に言ってください。ホームで大事にしまっておきます。お金がいるときになったら職員に言ってください。</p> <p>③ ホームへ払うお金は、決められた日（翌月15日）までに払ってください。</p> <p>③あなたが自分のものを買うときは、自分のお金で払ってください。</p>

項目	提供するサービスの内容と利用者をお願いすること
金銭管理（２）	<p>④ホームの皆と外で食事をしたときに、決められたお金より高いものを食べたときは、高い分を払ってください。</p> <p>⑤あなたの持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。</p> <p>⑥お金が足りない時に、人からお金を借りることはしないでください。</p> <p>⑦自分がどれくらいお金をつかって、どれくらい残っているかわかるように、「こづかい帳」をつけてください。</p> <p>⑧通帳などの大事なものは預らせてください。必要な時は職員に言ってください。</p>
日中活動等	<p>①ねぼうして遅刻をしたり、からだの調子がわるくて会社や作業所を休むときは、まずは自分で会社や作業所に連絡してください。</p> <p>②自分で連絡することができなかつたら、職員に言ってください。</p> <p>③会社や作業所で、いやなことがあったら職員に相談してください。</p>
手紙や電話	<p>①あなたにきた手紙は、そのままあなたにわたします。</p> <p>②あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話（高い買い物やさそいなど）でなければ、あなたにとりつぎます。</p> <p>③あなたに会いにきた人は、あなたが会いたいと言えば会ってもらいます。</p>
選挙・役所などの手続き	<p>①選挙のことで、役所からきたお知らせはあなたにわたします。</p> <p>②あなたが、自分で選挙に出かけることができれば、行きましょう。</p> <p>③選挙に行きたいけれども、自分で行くことができない人は、職員に言ってください。できるかぎりのことをします。</p> <p>④役所や銀行などに自分で行くことができない人は、職員に言ってください。</p> <p>⑤あなたが、役所に出す書類を書くことができなかつたら、職員がお手伝いします。</p>
火事・地震など（１）	<p>①ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、あわてないで職員が言うとおりにしてください。</p> <p>②火事のときは、煙を吸わないように身体を低くして、早くホームの外へ逃げてください。</p> <p>③地震のときは、ふとんをかぶったり、机の下へもぐったりして、地震がおわるのを待ちます。地震が終わってからホームの外へ出ます。</p> <p>④外に出かけているときに地震にであつたら、まわりの人に助けをもらってください。そのあとで、ホームへ連絡してください。</p>

項目	提供するサービスの内容と利用者にお願ひすること
火事・地震など (2)	⑤ホームでは、役所や地域の消防署などの決まりにしたがって、火事や地震が起きたときにどうするかを決めています。
共用スペースや 共用設備等	①冷蔵庫に、あなたの飲み物などを入れる時は、あなたのものというしるしをつけておいてください。(名前を書く等。) ②ほかの人のしるしがついているものを、飲んでしまったり、食べたりしないでください。 ③冷蔵庫の温度が上がってしまうと保存しているものが悪くなってしまうので、開閉は自分のものをとる時だけにしてください。 ④自転車置き場では、自分の自転車にはきちんと鍵をかけましょう。

6 サービス利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス利用料金【共同生活援助サービス費 (I)】

A.利用者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B 報酬単価 (単位：1単位 10.80円)	171 単位	188 単位	297 単位	372 単位	456 単位	600 単位
C サービス利用料金 (日額)	1,846 円	2,030 円	3,208 円	4,018 円	4,925 円	6,480 円
D うち市町村より 代理受領する金額	1,671 円	1,827 円	2,887 円	3,616 円	4,432 円	5,832 円
E サービス利用に係る 自己負担額 (C-D)	175 円	203 円	321 円	402 円	493 円	648 円

※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

(2) 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的な利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

【夜間支援等体制加算(Ⅱ)】宿直を伴う夜間支援従業者を配置している場合

・夜間支援対象利用者 5 人

A報酬単価（単位：1単位10.80円）	90単位
Bサービス利用料金（日額）	972円
Cうち訓練等給付費として市町村より代理受領する金額	875円
Dサービス利用に係る自己負担額（B－C）	97円

【福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ】

算定単位数の1000分の86に相当する単位数

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）】

算定単位数の1000分の16に相当する単位数

【介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅱ）】

算定単位数の1000分の26に相当する単位数

(3) 給付費対象外のサービス利用料金

内 容	標準月額
生活費（内訳：家賃 32,000 円、光熱水費 10,000 円、金銭管理費 500 円、食材料費 15,000 円【但し 1 日 500 円×実食日数で計上】）	57,500 円
消耗品費等	実 費
ホームで建て替えたお金	実 費
その他かかった費用	実 費

(4) 支払い方法

①上記の利用料等は、1ヶ月分を翌月の15日までに現金でお支払いください。

②受領した場合は、領収書を発行しお渡しします。

7 利用者の記録や情報の管理・開示

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法ならびに法人個人情報保護規定に則った対応をします。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意を得て情報提供します。

8 苦情申し立てについて

<p>苦情解決の方法</p>	<p>事業者が「苦情処理解決規定」を定めています。</p> <p>①グループホームふくろうの苦情受付担当者は、酒井真由美です。</p> <p>②苦情解決責任者は、酒井真由美です。</p> <p>電話番号は、029-897-3626 です。</p> <p>③第三者委員は、 海老澤啓一（監事）電話番号は、0296-52-1660 中島央子（評議員）電話番号は、0296-52-1967 です。</p> <p>①から②および③に連絡されます。</p> <p>苦情解決は、苦情を申し立てた本人と②または③、場合によっては②と③が同時に立ち会って、話し合いで解決策を相談します。</p>
<p>上記の方法で解決されない場合</p>	<p>上記の方法で解決されない場合は、茨城県社会福祉協議会内にある運営適正化委員会が調整にあたります。</p> <p>所在地は、茨城県水戸市千波町 1918（茨城県総合福祉会館 2階）</p> <p>電話番号は 029-305-7193 です。</p>

9 第三者による評価の実施状況

<p>第三者による評価の実施状況</p>	<p>1 あり</p>	<p>実施日</p>	
		<p>評価機関名称</p>	
		<p>結果の開示</p>	<p>1 あり 2 なし</p>
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 2 なし</p>		

当事業所は、
様に対する共同生活援助事業（グループホーム）における
サービス提供にあたり、別紙のとおり重要事項について説明いたしました。

説明日

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒300-4231
茨城県つくば市北条字中町裏4456番2
名称 社会福祉法人 明康会 グループホームふくろう
説明者職名 サービス管理責任者

説明者氏名 _____ □

私は、この書面に基づいて社会福祉法人 明康会「グループホームふくろう」の職員から、
別紙の重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 〒

氏 名 _____ □

(代理人〈後見人・親権者等〉)

住 所 〒

氏 名 _____ □